

平成30年 8 月29日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	15 番	寺 尾	高 良
2 番	橋 本	正 敏	16 番	栗 原	吉 平
3 番	田 中	栄 一	17 番	樋 口	良 夫
4 番	堤	康 幸	18 番	三 角	真 弓
5 番	高 橋	信 広	19 番	井 本	政 弘
6 番	小 川	栄 一	20 番	中 島	富 定
8 番	伊 井	渡	21 番	森	茂 生
9 番	牛 島	孝 之	22 番	栗 山	徹 雄
10 番	萩 尾	洋	23 番	井 上	賢 治
11 番	角 田	恵 一	24 番	松 崎	辰 義
12 番	服 部	良 一	25 番	樋 口	安 癸次
13 番	中 島	信 二	26 番	川 口	誠 二
14 番	吉 田	達 志			

2. 欠席議員

7 番 石 橋 義 博

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	古 賀 安 博
事務局参事兼次長	秋 山 勲
書 記	坂 本 裕美子
書 記	中 園 弘 一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	中園	昌秀
副	市	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	石井	稔郎
企	画	井手	勇一
市	民	松尾	一秋
健	康	坂井	明子
建	設	松延	久良
教	育	永溝	弘幸
総	務	野田	勝広
財	政	田中	和己
企	画	馬場	浩義
税	務	丸山	隆
市	民	栗秋	克彦
福	祉	白坂	正彦
介	護	平島	隆夫
建	設	山口	英二
社	会	山口	昭弘
監	査	金納	恵理
農	業	牛島	憲治
黒	木	井上	秀樹
立	花	中島	強
上	陽	井上	明
矢	部	木田	博徳
星	野	江頭	弘之
監	査	倉員	恒雄

議事日程第1号

平成30年8月29日（水） 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明

本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明

午前10時 開会

○議長（川口誠二君）

おはようございます。今会期中、議場内での撮影機器の使用を許可いたしておりますので、御了承願います。

なお、空調が故障いたしております。大変暑いと思いますが、御迷惑をおかけしますけれども、よろしく御協力をお願いいたします。

お知らせいたします。お手元に説明員名簿、提案理由書、一般質問表及び決算審査特別委員会資料を配付いたしておりますので、御了承願います。

また、報告第9号、認定第1号及び認定第2号の審査結果報告のため、代表監査委員の出席を求めています。

なお、7番石橋義博議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第4回八女市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

日程第1 会期の決定

○議長（川口誠二君）

日程第1．会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの24日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの24日間に決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、先日、御連絡いたしました案のとおりでございますので、御了承願います。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（川口誠二君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において8番伊井渡議員、19番井本政弘議員を指名いたします。

日程第3 議案上程・説明

○議長（川口誠二君）

日程第3. 議案の上程を行います。

市長より報告6件、議案7件、認定2件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、報告第4号から認定第2号まで、計15件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日は、平成30年第4回の八女市議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、報告6件、議案7件及び認定2件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

報告第4号 久留米市城島ふれあいセンター駐車場で発生した交通事故による損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、職務中における交通事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、平成30年6月21日午前10時30分ごろ、八女市中高生講座交流会会場の視察のため、久留米市城島ふれあいセンター駐車場において、バックで公用車を駐車しようとしたところ、既に駐車している相手方車両と接触をし、その前部を損傷したものでございます。

相手方との交渉の結果、損害賠償金として214,976円を支払うことで承諾する旨の免責証

書の提出を受け、賠償金の支払いを行いました。

報告第5号 株式会社クリエイトやべの平成29年度決算及び平成30年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の平成29年度決算書をお願いいたします。

1 ページには、平成29年度に実施しました業務の概要及び庶務事項を記載しております。

2 ページの貸借対照表は、平成30年5月31日現在における資産及び負債現在高を表示しているものでございます。

資産から負債を差し引いた純資産は49,937,023円で、負債及び純資産の合計は51,944,266円となっております。

3 ページの株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の変動状況をあらわしたものでございます。

4 ページには損益計算書を、5 ページには販売費及び一般管理費内訳書を記載しております。

次に、別冊2の平成30年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1 ページには、各業務における平成30年度の方針を記載しております。

2 ページには、平成30年度の収支予算書を記載しております。

当期収入・支出予算総額として、それぞれ51,220千円を計上しております。

報告第6号 一般財団法人星のふるさとの平成29年度決算及び平成30年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の平成29年度決算書をお願いいたします。

2 ページ前段には、法人の概況を説明するため、役員職員数に関する事項及び指定管理業務の概要について記載しております。

次に、2 ページ後段から3 ページには、事業の状況として、星の文化館、茶の文化館の事業や星のふるさと公園の管理事業などについて記載しております。

続いて、平成29年度の決算について御説明申し上げます。

まず、4 ページに貸借対照表を記載しております。

資産合計は基本財産引当資産395,000千円を含む428,058,720円、負債合計は12,872,063円となっており、正味財産合計は415,186,657円で、前年度から2,799,969円増加しております。

5 ページから6 ページには正味財産増減計算書を、7 ページには財産目録を記載しております。

次に、別冊2の平成30年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1 ページから3 ページには、基本方針と主な業務内容について記載しております。

4 ページから5 ページには収支予算書を記載しており、当期の収入合計及び支出合計は、

それぞれ185,651千円となっております。

報告第7号 一般財団法人秘境柚の里の平成29年度決算及び平成30年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の平成29年度決算書をお願いいたします。

1 ページ前段には、法人の概況を説明するため役員及び従業員数に関する事項、基本財産や指定管理料について記載しております。

1 ページ後段から2 ページ前段には、平成29年度に実施しました事業の状況について記載をしております。

2 ページの後段には、柚の里溪流公園、食材供給施設「旬の厨ソマリアン」、観光物産交流施設「柚のさと」の収入状況及び利用者数について記載しております。

3 ページの貸借対照表は、秘境柚の里の財政状況を明らかにするため、平成29年度末における資産及び負債の現在高を表示しているものでございます。資産から負債を差し引いた正味財産額は133,390,076円、負債及び正味財産の合計額は173,386,050円となっております。

4 ページから5 ページには正味財産の変動状況を表示した正味財産増減計算書を、6 ページには補足資料として基本財産の増減額及びその残高、当財団に出捐している企業・団体及び金額について記載しております。

次に、別冊2の平成30年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1 ページから2 ページには、平成30年度の法人概況や管理運営に関する事項、都市との交流促進などを初めとする主な事業内容を記載しております。

3 ページには、平成30年度の収支予算書を記載しております。当期収入合計及び支出合計は33,250千円となっております。

報告第8号 一般財団法人FM八女の平成29年度決算及び平成30年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の平成29年度決算書をお願いします。

1 ページから2 ページには、平成29年度にFM八女が実施した事業について記載しています。

4 ページから5 ページの貸借対照表は、平成30年3月31日現在における資産、負債及び正味財産の現在高を表示しているものでございます。資産の合計と負債及び正味財産の合計は、それぞれ67,441,273円となっております。

6 ページから7 ページには、正味財産の変動状況を表示した正味財産増減計算書を記載しております。

平成29年度の正味財産期末残高は、62,893,656円となっております。

次に、別冊2の平成30年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1 ページから 2 ページには、平成30年度の事業計画で、放送事業及び観光事業についての主な事業内容を記載しております。

3 ページから 4 ページには、平成30年度の予算を記載しております。当期収入及び支出は、放送事業37,100千円、観光事業29,804千円、合計66,904千円となっております。

報告第9号 平成29年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

別紙1をごらんください。

表の下段の括弧書きは国が示す早期健全化基準値でございまして、この基準値と比較して八女市のそれぞれの比率をごらんください。

一般会計、住宅新築資金等貸付事業費特別会計及び矢部診療所特別会計を合わせた普通会計に対する実質赤字比率並びに普通会計に特別会計や公営企業会計を合わせた連結決算に対する連結実質赤字比率については、黒字でございますので、ハイフンと表示しております。

次に、実質公債費比率は、平成27年度決算から平成29年度決算までの平均数値でございます。

普通会計と公営企業会計等を合わせた起債の償還元利金などが、標準財政規模等に対してどの程度占めるかによって判断されるもので、早期健全化基準の25%を下回っております。借入金については、今後ともできる限り慎重に対処してまいりたいと考えております。

将来負担比率は、地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額などが基礎となり、標準財政規模等に占める割合によって判断されるもので、早期健全化基準が350%となっております。平成29年度は、地方債残高などが減少し、将来負担額が充当可能財源などを下回ったため、将来負担比率はマイナスとなり、ハイフンと表示しております。将来の八女市を担う子どもたちに負の遺産を残さないためにも、今後とも健全な財政運営を心がけていかなければならないと考えております。

別紙2をごらんください。

この表に示しておりますのは、地方公営企業法などに属する会計の資金不足の状況でございます。

平成29年度の決算においては、いずれの会計においても資金不足は生じませんので、ハイフンと表示しております。

議案第69号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について御説明申し上げます。

今回の補正は、西日本豪雨災害の災害復旧費などが必要となりましたが、市議会を招集す

る時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は139,300千円を追加し、総額は35,744,823千円となります。

西日本豪雨災害の応急・復旧工事費や測量及び設計業務委託料などでございます。

議案第70号 八女市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律などの施行に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、しょうがい者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の所得要件の引き上げや合計所得金額が25,000千円以上の高額所得者に対する基礎控除が消失するものでございます。

また、たばこ税につきましては、平成30年10月1日から3段階で市、県、国の合計で1本当たり3円引き上げられることになり、あわせて加熱式たばこの課税方式の見直しも行われ、平成30年10月から5年間かけて段階的に移行されるものでございます。

議案第71号 中の井水利委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、現在の委員の任期を、今回に限り延長しようとするものでございます。

条例第2条第2項の規定により、任期は4年となっているため、平成26年10月4日に委嘱を受けた委員の任期は、本来なら平成30年10月3日でございますが、現在の委員に限り半年間延長して、平成31年3月末日までの任期とするものでございます。

議案第72号 市道路線の変更について御説明申し上げます。

このたび、市道路線の変更をお願いいたしますのは、矢部村1級市道宮ノ尾御側線とその他市道中村線でございます。

この2路線については、一般国道442号の橋梁整備事業による新国道の供用開始に伴い、旧国道及び取り付け道路が市道へ移管されるため、その起点位置及び延長などを変更するものでございます。

詳細につきましては、参考資料として図面をお配りしておりますので、よろしくお願いたします。

議案第73号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、八女市横町町家交流館の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

八女市横町町家交流館の指定管理者の公募を行ったところ、1者から応募があり、八女市指定管理者選定委員会による審査をお願いし、八女福島観光協会が指定管理者として適当であるとの報告をいただきました。

市といたしましては、選定委員会の意見を尊重し、八女福島観光協会を八女市横町町家交流館の指定管理者として提案するものでございます。

議案第74号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、1,042,886千円を追加し、総額は36,787,709千円となります。

第2条は地方債の補正で、4ページで説明しておりますとおり、災害復旧事業の追加と過疎対策事業の限度額の変更でございます。

では、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

西日本豪雨災害の災害復旧工事費や河川・水路維持工事費、黒木中学校屋内運動場長寿命化改修工事費などがございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

災害復旧費に伴う災害復旧事業費国庫負担金、県補助金の増額、災害復旧事業債や前年度繰越金の増額などがございます。

議案第75号 平成30年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は保険事業勘定の補正で、16,591千円を追加し、総額は7,728,882千円となります。

歳出は平成29年度の介護保険給付費などの精算に伴う支払基金交付金の返還金で、歳入は前年度繰越金でございます。

認定第1号 平成29年度八女市各会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

平成29年度八女市一般会計の当初予算は36,408,000千円でありましたが、その後の補正などにより、最終予算現額は38,326,476,360円となっております。

これに対し、決算額は、歳入総額が37,500,452,539円、歳出総額が36,081,206,840円で、歳入歳出差引額は、1,419,245,699円の黒字決算となっております。

なお、実質収支額は、歳入歳出差引額から平成30年度への繰り越すべき財源を差し引いて、1,154,738,620円となっております。

このうち、地方自治法第233条の2の規定により、2億円を財政調整基金に積み立ててしております。

黒字決算となった主な理由は、歳入面では市税などが見込みを上回ったこと、歳出面では工事費の執行残や経常経費などの節減によるものであります。

特別会計につきましては、住宅新築資金等貸付事業費特別会計で87,155,278円の赤字決算となりましたので、平成30年度より繰り上げ充用を行っております。

他の会計につきましては、それぞれ実質収支が黒字となっております。

以上が歳入歳出決算の概要でございますが、決算の状況を決算に係る主要施策の実績報告書に掲載しておりますので、御参照ください。

認定第2号 平成29年度八女市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。

事業の概況でございます。

平成29年度も水道水の安定供給に努めています。

なお、1日最大配水量の増加に伴い、安定した水量確保のための基本水量の増量を行っております。

工事の概況としましては、水道未普及地域の配水管布設工事のほか、道路改良工事や下水道工事に伴う配水管の移設工事などを行っております。

業務の概況としましては、給水戸数が1万2,469戸、総有収水量が252万429立方メートル、給水収益が612,777,654円となっております。

財務の状況として、収益的収入から収益的支出を差し引いた当年度純利益は、111,162,422円となりました。

次に、決算の状況でございます。

9ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。水道事業の営業活動に伴う水道料金などの収益と、それに対応する費用を計上しております。

収入は、水道事業収益として、792,541,968円の決算額となっております。

10ページの支出では、水道事業費用として、677,100,651円の決算額となっております。

次に、11ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。施設の整備などに関する収支を計上しております。

収入は、資本的収入として117,929,168円の決算額となっております。

12ページの支出では、資本的支出として305,005,599円の決算額となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、内部留保資金で補填をいたしました。

13ページ以降には、財務諸表と附属書類を掲載しておりますので御参照ください。

以上で全議案の説明を終わります。議会におかれましては、十分御審議いただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（川口誠二君）

市長の説明は終わりました。

次に、報告第9号、認定第1号及び認定第2号の審査結果につきまして、監査委員の報告

を求めます。

○監査委員（倉員恒雄君）

決算審査について御報告いたします。

報告第9号並びに認定第1号及び第2号の決算にかかわる審査につきましては、井上監査委員とともに関係職員から詳細な説明を受け、内容について慎重に審査をいたしました。その結果につきまして御報告いたします。

まず、報告第9号 平成29年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の審査につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査の対象であります4つの指標、すなわち1、実質赤字比率、2、連結実質赤字比率、3、実質公債費比率、4、将来負担比率及び公営企業会計における資金不足比率について審査をいたしました。

審査の結果、八女市健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成され、かつ計数は正確であると認めました。

審査意見につきましては、平成29年度八女市財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書の中で述べておりますので、御照覧をお願いいたします。

次に、認定第1号 平成29年度八女市各会計歳入歳出決算でございます。

本件につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、一般会計及び11件の特別会計の決算について審査をいたしました。

決算におきます歳入の総額は58,497,882,666円でございます。一方、歳出の総額は56,575,926,991円でございます。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書その他政令で定められた書類様式の合規性、計数の正確性及び歳入歳出予算執行の適法性並びに財務の執行状況等に主眼を置き、定期監査、例月の現金出納検査の結果も参考にいたしました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、地方自治法施行規則で定められた様式により作成され、かつ計数は正確で、関係書類、帳簿、証書などとも符合し、平成29年度における決算は適正に表示されていると認めました。

また、同時に審査に付されました、八女市国民健康保険高額療養資金貸付基金につきましては、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、その運用状況について審査をいたしました。

審査の結果、基金の計数は正確で、かつ設置目的に沿って適正に運用されていると認めました。

次に、認定第2号 平成29年度八女市水道事業会計決算でございます。

本件は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、水道事業会計の決算書及び附属書

類について審査をいたしました。

審査の結果、水道事業会計につきましては、決算報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書のほか附属書類は、いずれも関係法令に従って作成され、かつ計数は正確で、経営成績及び財務状況は適正に表示されていると認めたとところでございます。

以上、認定第1号及び第2号にかかわる決算審査の詳細につきましても、各決算審査意見書に述べておりますので、御照覧をお願いいたします。

以上をもちまして決算審査の報告を終わらせていただきます。

○議長（川口誠二君）

監査委員の報告は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会期日程に従い、一般質問は9月3日から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時42分 散会